

各種手続のオンライン化・業務効率化を図るため、 FAXの利用廃止に向けた取り組み を進めています！！

政府では、行政手続にかかる事業主の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請をはじめ各種手続のオンライン化を図っています。電子申請等の利便性の向上に向けたこれまでの取り組みを一層すすめるために、各種手続におけるFAXの利用廃止に向けた取り組みを行うこととなりました。

そのため、これまでのFAXによる「離職票の未計算賃金の報告」については、電子メールでの報告へ変更することとなりましたので、皆様には趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、電子メールが利用できない事情がある場合は担当課までご相談ください。

ハローワーク下関 雇用保険適用課 未計算賃金報告専用メールアドレス

hwhoken-35020@mhlw.go.jp

注意：専用メールアドレスのため、制度についてのお問合せ等については対応できませんのでご了承ください。

メールアドレスに間違いがないか十分にご確認の上、送信いただきますようお願いいたします。

セキュリティ保護の観点から、送信いただいた事業所様を特定できない場合は開封できません。

メールを送信される際のお願い

- ・不審なメールと区別するため、**件名欄**に事業所名、手続名など送付する内容を必ず記載してください。

「離職票に記載する未計算賃金の報告」の記載例

件名：（株）●●「未計算賃金の報告」

- ・「交付日、交付番号、対象期間、基礎日数、A・B欄の区別、賃金額、⑬備考欄への特記事項、事業所名、担当者様の電話番号」の報告をお願いします。
- ・賃金台帳を添付してください。
- ・添付ファイル等に個人情報が含まれる場合は、必ずパスワードを設定して下さい。パスワードについては、別途上記メールアドレスあてにお知らせ下さい。
- ・必要項目の記載を満たしていただければ、報告の様式などは問いません。